

# 見守りや声かけで消費者トラブルを防ごう

## 高齢者に多い消費者トラブル

帰省したら…トラブルが起きていないか確認を

実家で

☑ 架空請求



☑ 定期購入 お試しのはずが…

☑ 送り付け商法



☑ インターネット回線  
☑ 偽サイト・不審サイト



☑ 不要なリフォーム  
☑ 点検商法



※消費者庁ホームページより

不審なことがあれば、一人で悩まず、

**消費者ホットライン 188** にご相談ください。



●不安に思ったときは早めに消費生活センターに相談してください。

北九州市立消費生活センター（ウェルとばた 7F） ☎861-0999  
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟 1F】 ☎582-4500  
小倉南相談窓口【小倉南区役所 3F】 ☎951-3610  
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ 4F】 ☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、消費生活センター  
☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン ☎188 い や や（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん